

富里市の消費者行政について

1. 消費生活相談の実施

(1) 相談窓口の開設

日 時 月・火・水・金曜日 午前10時～正午、午後1時～午後4時
 場 所 富里市役所 分庁舎2階 消費生活センター
 相談体制 相談員1人に対応

相談員は4名おり、曜日担当制で勤務している。

相談受付状況

年度	被害 件数	被害金額	性別			年齢層							
			男	女	不明	20未	20代	30代	40代	50代	60代	70上	不明
H21	314	107,289,057	167	136	11	8	33	30	40	33	44	30	96
H20	219	35,719,730	138	78	3	5	19	28	27	32	33	14	61
H19	176	35,634,946	-	-	176	-	-	-	-	-	-	-	176
H18	228	218,164,578	-	-	228	-	-	-	-	-	-	-	228
H17	195	75,871,865	-	-	195	-	-	-	-	-	-	-	195
H16	360	108,326,937	153	133	74	13	64	46	49	51	27	18	92
H15	158	95,259,114	90	46	22	9	38	25	16	26	14	7	23
H14	86	300,815,030	47	34	5	1	15	16	13	21	7	9	4
H13	34	35,256,294	13	19	2	2	6	3	6	6	3	7	1
H12	32	42,074,606	9	23	0	1	6	5	9	2	3	6	0

H17～19年度の性別・年齢別は詳細な内訳の記録なく不明

H12・13年度は週1日、H14～17年度は週2日、H18～20年度は週3日、

H21年度～週4日相談を実施

(2) 相談情報の管理と活用

全国消費生活情報ネットワークシステム配備(H22.4～運用)

個人情報を除く相談情報を国、国民生活センター等と共有。情報収集、相談統計等に活用。

2. 消費者教育の実施

(1) 市民ふれあい講座「かしこい消費者になりましょう」開催

市民サークルなどから依頼を受け、出前講座を開催。

H22年度は、現在までに3回開催し、86人が参加。

(「悪質商法にあわないために」をテーマに開催)

(2) 主催講座「消費者啓発講座 親子マネー教室」開催

H22.12.11 実施 5組 12名の参加。

(マネーゲームを通してお金について考える内容)

3. 情報提供の実施(H22年度) 年度内実施予定を含む

(1) 啓発チラシと物資の配布

区長回覧 2回(多重債務チラシ、クーリング・オフ チラシ)

新成人向け 1回(悪質商法注意喚起チラシ、相談窓口連絡先入りボールペン)

中高生向け 1回(携帯電話に関する注意喚起チラシ)

小学校高学年・中学校の保護者向け(携帯電話に関する注意喚起チラシ)

高齢者向け 1回(チラシ入りポケットティッシュ)

(2) 市広報紙、市ホームページへの情報掲載

広報とみさと 15日号へ連載「はい、こちら消費生活センターです！」及び
市ホームページ「消費生活センター」コーナーで事例等情報提供。

(3) 消費生活情報パネル展示

5月 消費者月間・・・北部コミュニティセンターロビーで展示、各種チラシと
啓発物資配布。

11月 産業まつり・・・消費生活センターテント内で展示、各種チラシと啓発
物資配布、契約ミニクイズ、消費生活センターに関する
アンケート実施。

4. 計量器に関する検査

商業用計量器の定期検査の実施(2年に1度)

5. 表示の適正確保のための検査

消費生活用製品安全法、家庭用品品質表示法、電気製品安全法に基づく
立ち入り検査の実施(年1回)